

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【公表番号】特表2011-512520(P2011-512520A)

【公表日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-016

【出願番号】特願2010-544380(P2010-544380)

【国際特許分類】

G 01 C 21/28 (2006.01)

G 08 G 1/005 (2006.01)

G 01 C 21/00 (2006.01)

G 01 S 19/34 (2010.01)

G 01 S 19/42 (2010.01)

【F I】

G 01 C 21/00 D

G 08 G 1/005

G 01 C 21/00 Z

G 01 S 19/34

G 01 S 19/42

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月26日(2011.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

しかし、携帯型電子装置の人気が増すにつれ、メーカーは、複数の機能を提供する多機能装置を開発することで対応している。従って、広範な機能および用途（位置志向性のものはその一部にすぎないが）を提供する、機能強化型ナビゲーション装置を構成することができる。例えば、ナビゲーション装置は、位置判定機能、携帯電話サービス、インターネット能力などの組合せを提供することができる。さらに、ナビゲーション装置は、地理的位置を判定する位置判定技術を1つ以上用いて構成することもできる。

ナビゲーション装置をナビゲーション活動に用いる場合、最も正確で最新の位置を用いる可能性が高い。従って、そのような場合、衛星ナビゲーション受信機をオンにして、アクティブ状態にしておくのが普通である。衛星ナビゲーション受信機は、ナビゲーション活動時には高頻度で用いられるからである。それ以外の時、例えば、ナビゲーション装置を他の活動に用いる時、装置を屋内で用いる時、または装置が長時間静止状態にある時などは、正確な位置情報はそれほど重要ではない。しかし、ナビゲーション装置用の従来の衛星ナビゲーション受信機は、装置の使用方法や使用場所とは無関係に位置を取得しようとし続ける構成であるため、電池の放電速度が比較的速い。

この出願の発明に関連する先行技術文献情報としては、以下のものがある（国際出願日以降国際段階で引用された文献及び他国に国内移行した際に引用された文献を含む）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】韓国公開特許第10-2000-0037429号公報

【特許文献2】韓国特許第10-0658152号明細書

【特許文献3】特表2004-233058号公報

【特許文献4】特表2002-281540号公報

【特許文献5】特表平10-038993号公報

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】